

株式会社オータマ

内部統制システムに関する基本方針

1. 当社および子会社の取締役および使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

- オータマグループでは、当社創業者である五十嵐耕司の言葉である「打つ手は高く、頭は低く」を企業スピリットとし、グループ各社がコンプライアンス体制に係る規程を周知徹底させる。
- 法令等遵守の徹底を図るため、コンプライアンス推進部署による教育を行う。
- 内部通報制度を活用して、コンプライアンスの徹底を図る。
- 監査等委員会及び内部監査部門は、コンプライアンス推進部署と連携のうえコンプライアンスの状況を監査する。
- 反社会的勢力とは一切の関係を持たず、不当な要求に対してはこれを断固として拒否する。反社会的勢力による不当要求に対しては、外部専門機関と緊密な連携をして組織的に対応する。
- 財務報告の信頼性を確保するために、適正な会計に関する記録や報告を行うとともに、一般に公正妥当と認められる企業会計に関する諸法則、規則を遵守し、虚偽や誤解を招く会計処理は行わない。また、財務報告に係る内部統制の体制整備と有効性の維持・向上に努める。

2. 取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制

- 当社及び子会社の取締役の職務の執行に係る文書その他の情報につき、社内規程（「文書管理規程」「機密情報保持規程」等）に従い、取締役会議事録や稟議書等の文書につき適切に保存および管理を行う。

3. 当社および子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- 当社グループを取り巻く様々なリスクに対して、その発生の未然防止および適切な対応を行うことを目的として、「オータマにおけるコンプライアンスに関する基本方針」のもと「リスク・コンプライアンス管理規程」を制定し、当社グループのコンプライアンスおよびリスクマネジメント推進に係わる課題・対応策を協議・承認する組織として、取締役会の下にリスク・コンプライアンス委員会を設置する。
- 危機および緊急時の事態が発生した場合、またはそのおそれがある場合には、「危機管理規程」に基づく対策本部を設置し、当該リスクの適正な把握に努めるとともに、迅速な対応と損害の拡大を防止する体制を整える。

4. 当社および子会社の取締役等の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- 取締役会は、原則として毎月1回開催し、必要に応じて臨時取締役会を開催し、経営上の重要事項について決定を行い、かつ取締役の職務の執行を監督する。その決定および報告は、「取締役会規程」に基づいて行う。
- 社外取締役は、その多様性確保に留意し、様々な分野に関する豊富な経験と高い見識や専門知識を有する者から選任するとともに、当社の定める社外役員の「独立性基準」に基づき、実質的な独立性を確保し得ないものは社外取締役として選任しない。また、監査等委員会ならびに社内各部門との連携強化を図る。
- 職務分掌を社内規程に定め、権限と責任を明確化する。
- 業務運営の状況を把握し、その改善を図るために、内部監査を実施する。

5. 当社および子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

- 当社および子会社は、人的交流等を通じ、グループ一体となった経営を行う。
- 子会社の経営上の重要な情報や判断に関する事項は、当社の社内規程に従い、直ちに当社取締役および担当部門に報告されるものとする。
- グループ全体に影響を及ぼす重要な事項については、定期的に行われ、当社取締役が参加しているグループ各社の取締役会等で情報の共有化を図る。
- 内部監査部門は、グループ全体の内部統制を監査し、また適切な内部通報制度の構築等により業務の適正を確保する。

6. 監査等委員会がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項

- 監査等委員会から求められた場合には、監査等委員会と協議のうえ内部監査部門などの社員を監査等委員である取締役を補助すべき使用人として任命し、監査等委員会または選定監査等委員の指示による調査の権限を認める。

7. 監査等委員である取締役の職務を補助すべき使用人の取締役からの独立性に関する事項

- 監査等委員である取締役を補助すべき使用人として任命された者に関する人事異動、組織変更等は、監査等委員会の意見を聞くものとする。

8. 当社および子会社の取締役および使用人等が監査等委員会に報告をするための体制、報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

- 当社の取締役および使用人は、経営の状況、事業の遂行状況、財務の状況、重要な会議などで決議された事項、当社に著しい損害を及ぼす事実、内部監査の実施状況およびリ

スク管理に関する重要な事項、重大な法令・定款違反、内部通報制度の状況について遅滞なく監査等委員会に報告する。

- 子会社の取締役、監査役および使用人等またはこれらの者から報告を受けた者は、上記の事項等について遅滞なく監査等委員会に報告する。
- 当社および子会社の取締役および使用人等は、監査等委員会に報告を行ったことを理由として、不利益な取扱いを受けないものとする。

9. 監査等委員の職務の執行について生じる費用または債務の処理に係る方針に関する事項

- 監査の職務の執行に必要と認められる費用などについては、当該監査等委員の求めに応じて、これを処理するものとする。

10. その他監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- 監査等委員会は代表取締役社長と意見交換会を開催するとともに、必要に応じて取締役等と面談をする。
- 取締役（監査等委員を除く。）および使用人は、監査等委員会または選定監査等委員が必要と認める会議への出席や取締役（監査等委員を除く。）等との意見交換、実地調査、子会社の調査、重要書類の閲覧などの便宜を図り、監査等委員会の活動が円滑に行われるよう、監査環境の整備に協力する。
- 監査等委員会は、会計監査人および内部監査担当部門との間で、監査結果や、その他随時必要な報告を受けるなど、緊密な連携をとることで、効率的な監査の実施を行う。

付 則

- ・この規程は、令和7年3月1日より施行し、改廃は取締役会の決議による。
- ・この規程は、令和7年6月1日より改訂施行する。